

生 活 保 護 法

医療扶助指定機関の手引

さ い た ま 市

目 次

第1	生活保護制度の概要	1
第2	医療扶助指定機関	1
第3	医療扶助の内容	5
第4	医療扶助の実施方式	5
第5	指定医療機関へのお願い	8
第6	指定施術者へのお願い	9
第7	診療報酬の請求手続	10
第8	施術料の請求手続	11
第9	指定医療機関個別指導	12
第10	受給証について	12
	～資料～	
1	生活保護法（抄）	14
2	生活保護法施行令（抄）	20
3	生活保護法施行規則（抄）	21
4	指定医療機関医療担当規程	25
5	生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬	27
6	さいたま市の福祉事務所一覧	29

- ※ 福祉事務所・・・市内福祉事務所
医療機関・・・往診医師及び往診歯科医師（医療法第5条第1項にいう「公衆又は特定多数人のため、往診のみによって診療に従事する医師若しくは歯科医師」）を含む。
医療機関等・・・上記医療機関と助産師及び施術者の総称とする。
被保護者・・・現に保護を受けている者
要保護者・・・現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者

第1 生活保護制度の概要

日本国憲法は国民に基本的人権の一つとして生存権を保障しており、その第25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。

生活保護制度は、憲法によって保障される生存権を具現化する制度として、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、国民の「最低限度の生活」を保障する最後のよりどころとしての役割を果たしています。

保護の種類は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類に分かれています。このうち医療扶助及び介護扶助は被保護者の医療及び介護を指定機関に委託して行う現物給付を原則としていますが、その他の扶助は金銭給付を原則としています。

保護の決定と実施に関する事務は、さいたま市では、各区に設置している福祉事務所（お問い合わせ先は各区福祉課）で行っています。

第2 医療扶助指定機関

1 医療扶助指定機関とは

医療扶助による医療を委託する機関であり、知事（政令市及び中核市については市長）が指定することとされており、この指定を受けた医療機関等を医療扶助指定機関といいます。

2 指定の基準

指定は、病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局の開設者の申請により行います。（生活保護法第49条の2） ※生活保護法（以下「法」という）

（1） 指定の要件

同法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、都道府県知事（政令市及び中核市については市長）は指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、都道府県知事（政令市及び中核市については市長）は指定医療機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）（P15、16参照）

- ・ 当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・ 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・ 開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・ 開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）（P16参照）

- ・ 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

(2) 指定の取消要件

指定医療機関が、生活保護法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（政令市及び中核市については市長）は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例) (P 17 参照)

- ・ 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・ 指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

3 指定を受けるための手続

指定は、医療機関の開設者の申請により行います。

(1) 保険医療機関等（病院、診療所、薬局）として新たに指定を受けようとする申請と同時に、生活保護法の指定医療機関として新たに指定を受けようとする場合は、生活保護法における指定医療機関の指定の届出を保険医療機関等に係る届出と併せて地方厚生局長に提出し、地方厚生局を経由してさいたま市長に届け出すことができます。届出の方法、申請書等については、関東信越厚生局のホームページを参照してください。

(2) 保険医療機関等に関する届出とは別に、生活保護法の指定医療機関として新たに指定を受けようとする場合や、保険医療機関以外の医療機関（訪問看護ステーション等）については、さいたま市で定める「指定申請書」（※）の提出が必要となります。申請書に記載している注意事項、記載要領及び別紙誓約事項を読んだうえ、「指定申請書」に必要事項を記載し、当該医療機関の所在地又は助産師若しくは施術者の住所地を所管する福祉事務所に提出してください。なお、施術者が施術所開設者の場合は、施術所所在地を所管する福祉事務所へ提出してください（P. 29「福祉事務所一覧」参照）。

※ 申請書等届出用紙は、市のホームページに掲載しています。（下記5を参照）。

4 指定の通知

市長が医療機関等を指定したときは、ホームページ等に告示するとともに、医療機関開設者又は助産師若しくは施術者に指定通知書を送付します。ただし、医療機関の指定更新の場合はホームページ等への告示は行わず通知書の送付のみになります。

5 指定後の届出事項

生活保護法指定医療機関となった後は、P 4の「届出事項一覧」の事由が生じた場合、その届出を行うに至った事由が発生した日から10日以内に、指定申請と同様、所管の福祉事務所へ届出をしてください。

届出用紙は、市のホームページに掲載しています。

～さいたま市ホームページ内からダウンロードが可能です～

(ホームページアドレス：<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p064952.html>)

[「トップページ」→「事業者向けの情報」→「届出・手続き」→「福祉」→「生活保護法等指定機関（医療・助産・施術）指定申請書等届出様式について」]

6 指定の更新について

平成26年7月1日の生活保護法の改正により、同法の医療機関の指定は更新制となりました。6年ごとに更新の手続きをしなければ、その効力が失われます。指定の有効期間は健康保険法(厚生局へ届出)の有効期間と同じになります。介護保険法により指定を受けている訪問看護事業者は介護保険法(市長寿応援部介護保険課へ届出)の有効期間となります。

ただし、指定医療機関のうち、個人開業の病院若しくは診療所(医科、歯科)又は薬局※については、その効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申し出がない時は、更新の申請があったものとみなし、更新手続きの必要はありません。

なお、更新手続きが必要な訪問看護ステーションに対しては、指定有効期間の満了日の約2か月前にさいたま市生活福祉部生活福祉課から、更新の通知とともに申請書類を郵送させていただきます。引き続き生活保護法指定機関となる場合は、所在地を管轄する福祉事務所に必要書類を提出してください。

※ 個人開業の病院若しくは診療所(医科、歯科)又は薬局とは、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤を行っている者、又はその配偶者等(同一世帯)のみが診療若しくは調剤に従事している者を指します。

届出事項一覧

医療機関（二重下線部分については訪問看護ステーションのみ届出が必要です。）

届出を要する場合	届出書類
① 医療機関の名称を変更したとき	変更届出書
② 医療機関の所在地の地名又は番地が地番整理により変更されたとき (医療機関が移転した場合は⑦の廃止届)	
③ 医療機関の開設者の名称(開設者が個人の場合は氏名)及び住所を変更したとき	
④ 医療機関の管理者の氏名及び住所を変更したとき	
⑤ 医療機関を休止したとき	休止届出書
⑥ 休止していた医療機関を再開したとき	再開届出書
⑦ 医療機関が移転したとき	廃止届出書
⑧ 医療機関の開設者を変更(交代、個人⇔法人等)したとき(法人の代表者変更の場合は不要) ※合わせて新規の申請書の提出が必要になります。	
⑨ 医療機関の規模を変更(診療所⇔病院)したとき ※ ⑦から⑨の場合で、引き続き指定医療機関として御協力いただけるときは、新たに開設した医療機関の指定申請書が必要になります。	
⑩ 医療機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑪ 医療機関を廃止したとき	
⑫ 生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑬ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上の予告期間が必要です)	辞退届出書

施術者・助産師

届出を要する場合	届出の種別
① 助産師・施術者の氏名が改姓等により変更したとき 助産師・施術者が転居により住所を変更したとき(助産所・施術所を開設していない助産師・施術者に限ります) 助産師・施術者の住所地の地名(番地)が地番整理により変更したとき	変更届出書
② 助産所・施術所の名称及び所在地が変更したとき (勤務先助産所・施術所の変更、退職し個人で訪問を行う場合を含みます)	
③ 助産師・施術者が業務を休止したとき	休止届出書
④ 休止していた業務を再開したとき	再開届出書
⑤ 助産師・施術者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	廃止届出書
⑥ 助産師・施術者が業務を中止したとき	
⑦ 助産師・施術者が転居により、指定する者(知事・市長)が変更となったとき 開設助産所・施術所の所在地変更により、指定する者(知事・市長)が変更となったとき (知事[さいたま市・川崎市・越谷市・川口市以外]⇔市長[さいたま市⇔川崎市⇔越谷市⇔川口市])	廃止届出書 (転居先は新規)
⑧ 生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑨ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上の予告期間が必要です)	辞退届出書

第3 医療扶助の内容

1 医療給付の範囲

- (1) 診 察
- (2) 薬剤又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移 送

上記は、健康保険及び国民健康保険の療養の給付と療養費の支給の範囲を併せたものとほぼ同様です。

2 診療方針及び診療報酬

医療扶助の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例、指定医療機関医療担当規程（P. 2 4 参照）及び「生活保護法第5 2条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（P. 2 6 参照）によることとされています。

歯科材料としての金（金位1 4カラット以上の合金）、特定療養費の支給に係るもの、保険外の診療や材料等、生活保護法の医療扶助として認められないものがありますので御注意ください。

第4 医療扶助の実施方式

1 現物給付

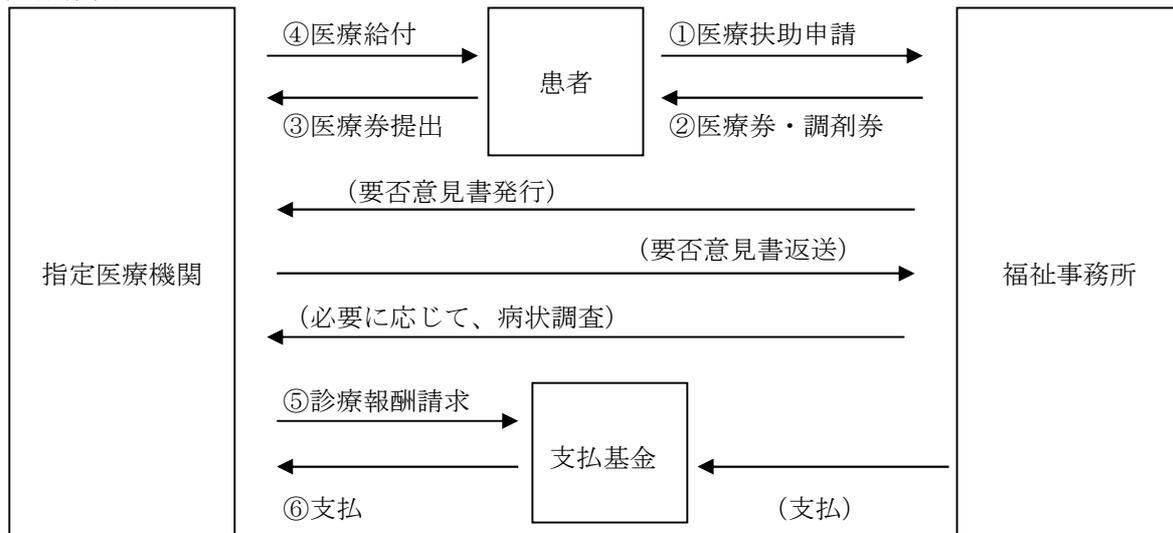
「生活保護制度の概要」の項で述べたとおり、医療扶助は現物給付を原則としています。

2 申請保護の原則

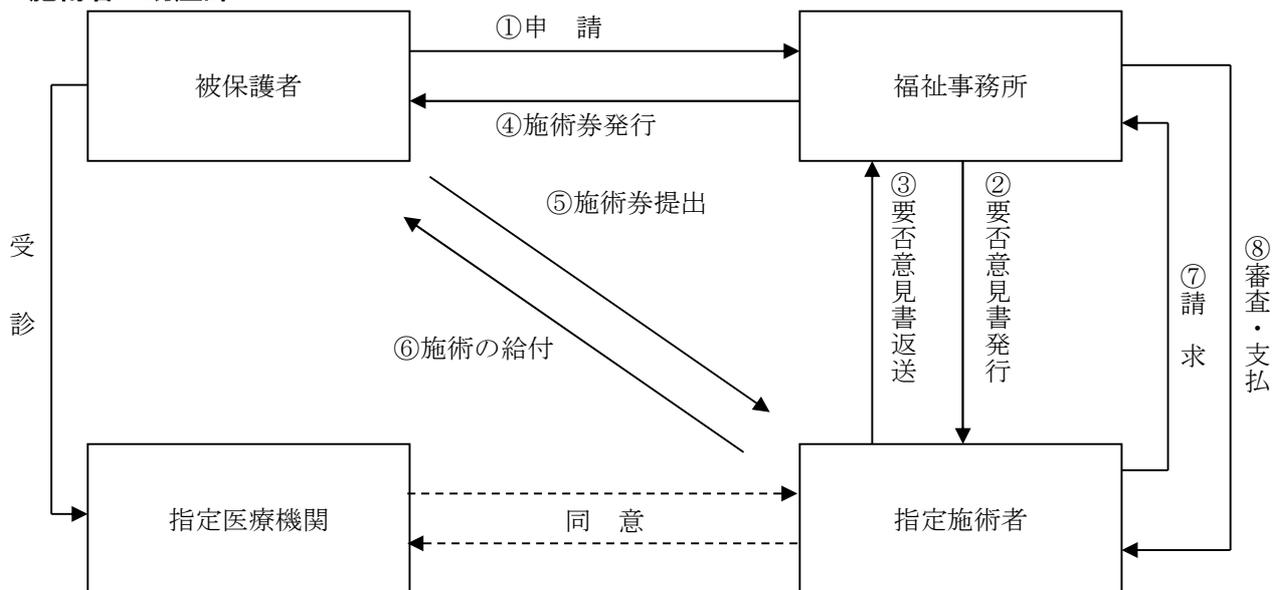
医療扶助は要保護者（被保護者）である患者からの申請があって初めて開始されます。したがって、医療扶助を受けようとする患者は、まず、所管の福祉事務所に申請しなければなりません。ただし、患者が急迫した状況等にあるときは申請がなくても、医療機関からの連絡等により必要な保護を行います。医療機関は速やかに所管の福祉事務所へ連絡をお願いします。

＜医療扶助の流れ＞

医療機関



施術者・助産師



3 医療券等

福祉事務所では、医療扶助の申請を受理すると、医療の必要性を検討した上で医療扶助の適用を決定し、その都度「医療券・調剤券」※・「治療材料券」・「施術券」を発行します。このような方式は健康保険と異なり、医療扶助の特徴と言えます。

健康保険ではあらかじめ交付されている被保険者証があり、患者はこれを医療機関等に提示することにより医療を受けますが、生活保護にはこうしたいわゆる「保険証」のような目的(定期的に提示して受診する目的)で交付されているものではありません。

しかし、夜間・休日などで福祉事務所が閉庁している時や急病になったときは、医療券・調剤券等の発行がないまま医療機関等に受診することがあります。

こうした場合は、福祉事務所からあらかじめ交付してある「受給証（P. 13参照）」（生活保護を受給していることを証明するもの）を提示するよう指導していますので、生活保護受給者が夜間・休日等で受給証を提示して受診したときは、受給証に記載されている氏名、年齢、福祉事務所名等を御確認の上診療していただけるようお願いいたします。医療券・調剤券等は、患者から連絡を受けた後、福祉事務所が発行します。

※ 医療券・調剤券（生活保護法単独用）による診療報酬の請求手続については、「第7 診療報酬の請求手続」（P. 10）、施術券による施術報酬の請求手続については、「第8 施術料の請求手続」（P. 11）を参照してください。

また、医療券・調剤券は、福祉事務所における支払済レセプトの点検により疑義が生じ、資格確認等の照会を行う場合に必要となることがありますので、おおむね5年間の保管をするようお願いいたします。

なお、保管期間後は、各指定医療機関において処分をしてください。（個人情報が含まれるため、焼却又はシュレッダーによる処分をお願いします。）

※ 医療券・調剤券は、通常、医療券と表現するため、次ページから医療券・調剤券を医療券と記載します。

4 各給付要否意見書

医療の内容は多種多様であり、その必要性、内容及び程度の決定に当たっては専門的・技術的判断が要請されます。このため、福祉事務所が医療扶助による各給付の決定を行うに当たっては、医療扶助指定機関の意見を基に行うこととされています。

医療扶助指定機関の意見は、福祉事務所で発行する各給付要否意見書に記入していただきます。

なお、各給付要否意見書は、作成後速やかに福祉事務所に返送してください。福祉事務所は、各給付要否意見書の意見により医療扶助を決定し医療券等を発行しますので、各給付要否意見書の返送が遅れると医療券等の発行も遅くなります。

また、各給付要否意見書は、無償での交付をお願いいたします。

※「指定医療機関医療担当規定」第7条の規定を参照（P. 25）。

各給付要否意見書には次の種類があります。

(1) 医療要否意見書

入院及び入院外医療の要否についての意見を記入していただくもの

※R2.4 発行分より「初診年月日」及び「概算医療費」は原則記載不要となりました。

福祉事務所から発行時等に特段の求めがあった場合のみご記載ください。

(2) 精神疾患入院要否意見書

(3) 給付要否意見書

治療材料、施術（柔道整復、あん摩・マッサージ指圧、はり・きゅう）及び移送の給付の要否についての意見を記入していただくもの

(4) 訪問看護要否意見書

5 病状調査

福祉事務所では、医療扶助指定機関等を訪問し、委託患者の状況を調査し、主治医の先生からお話を聞かせていただくなどの「病状調査」を行っています。

これは、患者の実態を的確に把握して適切な生活指導等を行うために必要なものですので、御協力をお願いいたします。

また、福祉事務所では、長期入院・長期外来患者の実態把握や、頻回受診者に対する適正な受診指導、療養病棟等に180日を超えて入院している患者に対する特別基準設定等、近年増大する医療扶助費の適正化のため、主治医訪問による委託患者の確認を実施しています。その際には、必要な調査等に御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

※ 生活保護法第50条第1項（P.16）及び「指定医療機関医療担当規定」第7条の規定（P.26）により、一般に指定医療機関には福祉事務所からの病状調査等に応じる義務があるとされています。

第5 指定医療機関へのお願い

1 患者の受診時

(1) 患者が医療券を提出して受診する場合

患者（被保護者）は福祉事務所から医療券の交付を受け、医療機関の窓口はこの医療券を提出して受診することになっています。

なお、医療券に記載された性別や年齢等からみて、医療券がその患者（被保護者）に対して発行されたものとは思われない場合又は医療券に改ざんの跡があるなどの場合には、その医療券を発行した福祉事務所に連絡し、確認してください。

また、医療券には暦月を単位として有効期間が記入されていますので、この点にも御注意ください。

(2) 患者が医療券を持たずに受診する場合

ア 患者（被保護者）が医療要否意見書を持って受診する場合

指定医療機関の意見を基に医療扶助の要否の決定（医療扶助を行う必要があるかどうか）を行いますので、患者が持参した医療要否意見書に所要事項を記入の上、速やかに福祉事務所に御返送ください。医療券は、医療要否意見書等に記載された意見を基に医療扶助の適用が決定され次第、福祉事務所から医療機関に直接送付します。

イ 患者（被保護者）が受給証を持って受診する場合【夜間・休日及び急病等に限定】

夜間・休日などで福祉事務所が閉庁しているときや急病になって、患者が福祉事務所に医療券の交付を申請できないときは、福祉事務所からあらかじめ交付を受けている受給証（P.13参照）を提示し、受診するよう指導しています。そのときは、受給証に記されている有効期間、患者の氏名、年齢、福祉事務所名等を御確認の上、診療をお願いします。

ウ 患者（被保護者）が何も持たずに受診する場合

上記以外で、医療券を持たない患者が、福祉事務所からの連絡なしに受診した場合には、その患者の保護を行っている福祉事務所に御連絡ください。

なお、患者が急迫した状況にあるため医療券を発行する余裕のない場合等は、福祉事務

所から指定医療機関にその状況を連絡の上、医療券を発行しないで治療等お願いする場合があります。医療券はその後直ちに発行します。

エ 救急患者（要保護者）の場合

救急で搬送されてきた患者が生活保護法による保護を要すると思われるときは次の区分に従って、速やかに連絡をお願いします。

(ア) さいたま市内に居住地のある患者

患者の住所又は居所のある区を所管する市内福祉事務所（各区役所福祉課）

(イ) 居住地がないか明らかでない患者

現在患者がいるところ（医療機関の所在地）を所管する市内福祉事務所（各区役所福祉課）

ただし、医療機関所在地と発病地が異なる場合は発病地を所轄する市内福祉事務所（各区役所福祉課）

2 患者（被保護者）の入退院時

患者が入院を必要とする場合及び退院が可能となった場合、患者が所定の手続をすることができるよう、必要な援助をお願いします。また、併せて福祉事務所にも御連絡ください。

3 患者（被保護者）の入院中

(1) 入院患者の医療券

必要な医療券は順次、福祉事務所から医療機関に直接送付します。

(2) 入院患者預かり金の管理

入院患者がその病状等から金銭の管理を行うことができない場合、医療機関にその管理をお願いすることがありますが、この場合、生活保護法による入院患者の預金口座は、その他の入院患者の預金口座や病院の一般口座と区分して設けてくださるようお願いいたします。

また、預かり金については、個人別に銀行口座を設けたり、出納簿を用意するなど、常に出納状況を明らかにするよう御協力をお願いします。

第6 指定施術者へのお願い

「第5 指定医療機関へのお願い」の1(1)から(2)エまでと同様に御協力をお願いします。

なお、文中の医療機関は施術機関と、医療要否意見書は給付要否意見書と、医療券は施術券と読み替えてください。

施術の給付に当たっては、必要最小限の施術を原則としており、その給付の範囲については国民健康保険の例によることとされています。

施術が患者（被保護者）にとって、治療上不可欠である場合に限り認められるものですので、単なる肩こりや慰安のためにする施術は認められません。

第7 診療報酬の請求手続

1 診療報酬明細書

診療報酬の請求に当たっては、医療機関で御用意いただいている診療報酬明細書を使用してください。

ただし、療養病棟等に180日を超えて入院している患者であって、厚生労働大臣が定める状態等にある者に該当しない者については、本来、被保護入院患者が支払うべき入院基本料等相当額（以下「特別料金分」という。）について、福祉事務所において特別基準の設定を行った上で、医療機関に「長期入院患者に係る診療報酬請求書」を送付することになっています。特定療養費（保険給付対象部分）については、診療報酬明細書を使用していただき、特別料金分については、福祉事務所から送付された「長期入院患者に係る診療報酬請求書」を使用し、福祉事務所あて御請求ください。

2 請求先等

請求先は、医療保険と同様に社会保険診療報酬支払基金となっています。また、診療報酬の支払われる時期及び方法等も医療保険と同様です。

ただし、特別料金分（「長期入院患者に係る診療報酬請求書」による請求）については直接、福祉事務所に請求を行ってください。福祉事務所において請求内容等を審査した上で、指定医療機関への支払いを行います。

3 請求上の注意

(1) 被保護者の診療又は調剤の給付に当たっては、医療券の有無を確認してください。なお、医療券を有しない被保護者であって緊急を要する場合には、診療後速やかにその患者の保護を行っている福祉事務所に連絡し、医療券を受領の上で、診療報酬等を請求してください。

(2) 指定医療機関は、医療券から診療報酬明細書へ必要事項を転記することとなります。

福祉事務所が交付する医療券の内容を毎月確認し、正確に転記してください。

(3) 「本人支払額」欄に金額が記載されている場合は、この額について本人から支払を受けてください。診療報酬については、この本人支払額を控除した分が支払われることとなります。

(4) 特別料金分については、「長期入院患者に係る診療報酬請求書」に記載された計算方法により請求をお願いします。

記載された計算方法による差引請求額より、請求額が高額となる場合には、医療扶助による支払いが行えませんので御協力をお願いします。

(5) 健康保険や障害者総合支援法の自立支援医療等、他法による給付を受けることができる場合、医療扶助に優先して適用され、各制度において給付されない部分が医療扶助の対応となりますので、適切な請求をお願いします。また、患者から他法にかかる保険証や受給証等の提示がない場合でも、指定医療機関で把握されている場合には、提示を促していただき、請求誤りのないよう御協力をお願いします。

なお、請求のあった診療報酬明細書については、医療券に基づく請求内容であるか審査を実施しております。内容に誤りがある場合には診療報酬明細書を返戻することがございますので、ご了承ください。

(6) 生活保護制度においては、月毎に最低生活費が決められているため、収入申告のタイミン

グによっては月の初めに遡って保護の要否を決定することがある等、さまざまな理由によって日付を遡って生活保護の開始、停止、廃止等の決定をすることがあります。そのため、1度発行した医療券の内容について、修正した医療券を再度発行することがありますので、修正後の医療券の内容に基づいた請求について、御理解・御協力をお願いします。

4 後発医薬品の使用のお願い

医療の給付に当たり医学的知見に基づき、後発医薬品の使用ができると認められたものについては、原則後発医薬品の使用をお願いいたします。

※ 後発医薬品の使用原則化の取組（平成30年10月1日以降）については、〔さいたま市のホームページ：<http://www.city.saitama.jp/002/003/008/p049562.html>〕にてご確認ください。

また、指定薬局におかれましては、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持って調剤を受けに来た生活保護受給者に対しては、原則として後発医薬品を調剤するようお願いします。前記対象者について、やむを得ず、先発医薬品を調剤した場合には、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載していただくとともに、「生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況」（報告様式）へ記載し、3か月ごとに各福祉事務所あてに送付をお願いします。

※ 上記取組〔生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用原則化の取組に関する情報提供方法の変更について（平成30年10月1日以降）〕及び報告様式については、〔さいたま市のホームページ：<http://www.city.saitama.jp/002/003/008/p049576.html>〕にてご確認ください。

第8 施術料の請求手続

1 施術報酬請求明細書

さいたま市内福祉事務所においては、施術券が施術報酬請求明細書となっています。

施術の費用は、施術料金の算定方法に基づき、市長と関係団体等との間で協定して定めた額以内となります。埼玉県柔道整復師会等に所属していない施術者は、さいたま市長と施術料金等に関して協定を結んでいただきます。指定申請の際に協定書2部の提出をお願いします。

2 請求先等

施術報酬請求明細書及び当月施術分を取りまとめて作成した施術報酬請求書を、翌月10日までに福祉事務所に提出し、施術料の請求を行ってください。

福祉事務所で審査の上、指定施術機関への支払いを行います。

3 請求上の注意

「本人支払額」欄に金額が記載されている場合は、この額について本人から支払いを受けてください。施術報酬については、この本人支払額を控除した分が支払われることになります。

第9 指定医療機関個別指導

指定医療機関に市（生活福祉課等）の職員が出向いて、被保護者の診療状況等について診療録その他の帳簿書類を閲覧するとともに、担当者から説明を求め、医療扶助に関する事務取扱い等について確認・指導を行います。

なお、実施に当たっては、事前に日時等について医療機関の御都合を伺った上、文書で通知しますので、御協力をお願いします。

第10 受給証について

生活保護の受給者が医療扶助の給付を受けようとする場合は、福祉事務所の発行する医療券等を持参することが原則となっていますが、夜間・休日などで福祉事務所が閉庁しているときや急病になって福祉事務所に医療券等の交付を申請できないときは、患者が医療券等を持参できず、生活保護の受給者かどうかの確認ができませんでした。

このため、埼玉県内では、平成8年4月から、埼玉県医師会及び埼玉県歯科医師会並びに関係機関の御協力をいただき、夜間・休日又は急病時等における円滑な医療を進めるために、各生活保護受給世帯に生活保護の受給者であることを証明する「受給証」（P. 13参照）を交付することといたしました。

ただし、「受給証」は、いわゆる「保険証」に類するもの（定期的に提示して受診するもの）とは異なります。夜間・休日等以外の通常の場合は、患者が福祉事務所の発行した医療券等を持参して受診する原則は変わりませんのでよろしくお願い申し上げます。

受給証（表）

<h2 style="margin: 0;">受 給 証</h2> <p style="margin: 5px 0;">※本証の取扱いについては、裏面を御覧下さい。</p>		
世 帯 主	住 所	
	氏 名	
発 行 者		
連 絡 先	〒	
		TEL ()
交付年月日	年 月 日	
有効期間	年 月 日まで	

受給証（裏）

世 帯 構 成

氏 名	性別	続柄	生 年 月 日
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・
			・ ・

【受給者の方へ】

- ・この受給証をなくしたり、記載事項に変更があったときは、すぐに福祉事務所に連絡してください。
- ・生活保護を受けなくなったときや停止されたとき、または有効期間が過ぎたときはすぐに福祉事務所へお返しく下さい。

【医療機関の方へ】

- ・この受給証は、生活保護受給者であることを証明するものであり 医療証（保険証の類）ではありません。

1 生活保護法（抄）

昭和25年5月4日
法律第144号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（医療扶助）

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診 察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移 送

（報告、調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対

して、報告を求めることができる。

- 3 第1項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(医療機関の指定)

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該

申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 50 条第 2 項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

4 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。)」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

第 49 条の 3 第 49 条の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第 68 条第 2 項の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第 50 条 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚

生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委

員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

（報告等）

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

（介護機関の指定等）

第54条の2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第3欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第2項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第4欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、

同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第49条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第2号から第7号まで及び第9号、第52条第1項並びに第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（助産機関及び施術機関の指定等）

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。）及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師

並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第4号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条1項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第54条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 生活保護法施行令（抄）

昭和25年5月20日

政令第148号

（政令で定める機関）

第4条 法第49条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

3 生活保護法施行規則（抄）

昭和25年5月20日
厚生省令第21号

（指定医療機関の指定の申請）

第10条 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第6項の規定により申請を行う場合にあつては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名
- 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第49条の2第2項第2号から第9号まで（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する旨（以下「誓約事項」という。）
- 五 その他必要な事項

2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第4条各号に掲げるもの（以下「指定訪問看護事業者等」という。）を含む。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第6項の規定により申請を行う場合にあつては、第7号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等にあつては、当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その開設者の氏名
- 四 指定訪問看護事業者等にあつては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 五 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その管理者の氏名
- 六 指定訪問看護事業者等にあつては、その管理者の氏名、生年月日及び住所
- 七 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨
- 八 誓約事項
- 九 その他必要な事項

- 3 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣による指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第 1 項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。
- 4 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（指定訪問看護事業者等を除く。）は、第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする指定訪問看護事業者等は、第 2 項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 第 1 項から第 4 項までの規定による申請（第 2 項の規定による申請のうち指定訪問看護事業者等に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第 65 条第 1 項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする場合には、当該指定の申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局（地方厚生局又は地方厚生支局に分室がある場合においては当該分室。以下「地方厚生局等」という。）を經由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）第 3 条第 2 項に規定する申請書により行うものとする。

（保護の実施機関の意見聴取）

第 11 条 法第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項若しくは第 55 条第 1 項又は第 49 条の 3 第 1 項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第 10 条第 2 項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第 10 条の 6 第 2 項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

（指定の告示）

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3（同条第 1 号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業

者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地

四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

（変更等の届出）

第14条 法第50条の2（法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第10条第2項各号（第8号を除く。）に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第10条の6第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項（次頁第1号において「届出事項」という。）とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第8条第1項若し

くは第 22 条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10 日以内に、法第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第 14 条の 2 厚生労働大臣は都道府県知事が法第 55 条の 3 (第 2 号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第 15 条 法第 51 条第 1 項 (法第 54 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出 (指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。)は、同時に健康保険法第 79 条第 1 項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第 10 条第 1 項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第 16 条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3 (第 3 号及び第 4 号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項とする。

4 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日厚生省告示第222号
最終改正 平成30年9月28日厚生労働省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

（後発医薬品）

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険

薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

（証明書等の交付）

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

（診療録）

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者等に関する特例）

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

（薬局に関する特例）

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

（準用）

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

5 生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和 34 年 5 月 6 日厚生省告示第 125 号
最終改正 平成 28 年 厚生労働省告示第 156 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 52 条第 2 項（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和 34 年 1 月 1 日から適用し、生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和 25 年 8 月厚生省告示第 212 号）は、昭和 33 年 12 月 31 日限り廃止する。

生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第 2 条第 7 号に規定する療養（次頁において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第 4 項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の例による。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、全各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。

- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第 3 項(同法第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第 3 項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第 6 項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第 6 項の規定は、これを適用しない。

6 さいたま市の福祉事務所一覧

福祉事務所	公費負担者番号	所在地	電話番号
西福祉事務所 (西区役所 福祉課)	1 2 1 1 6 0 1 8	〒331-8587 西区西大宮 3-4-2	0 4 8-6 2 0-2 6 5 3
北福祉事務所 (北区役所 福祉課)	1 2 1 1 6 1 1 7	〒331-8586 北区宮原町 1-8 5 2-1	0 4 8-6 6 9-6 0 5 3
大宮福祉事務所 (大宮区役所 福祉課)	1 2 1 1 2 1 1 6	〒330-8501 大宮区吉敷町 1-1 2 4-1	0 4 8-6 4 6-3 0 5 3
見沼福祉事務所 (見沼区役所 福祉課)	1 2 1 1 6 2 1 6	〒337-8586 見沼区堀崎町 1 2-3 6	0 4 8-6 8 1-6 0 5 3
中央福祉事務所 (中央区役所 福祉課)	1 2 1 1 3 6 1 9	〒338-8686 中央区下落合 5-7-1 0	0 4 8-8 4 0-6 0 5 3
桜福祉事務所 (桜区役所 福祉課)	1 2 1 1 6 3 1 5	〒338-8586 桜区道場 4-3-1	0 4 8-8 5 6-6 1 6 3
浦和福祉事務所 (浦和区役所 福祉課)	1 2 1 1 2 0 1 7	〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4	0 4 8-8 2 9-6 1 2 1
南福祉事務所 (南区役所 福祉課)	1 2 1 1 6 4 1 4	〒336-8586 南区別所 7-2 0-1	0 4 8-8 4 4-7 1 6 3
緑福祉事務所 (緑区役所 福祉課)	1 2 1 1 6 5 1 3	〒336-8587 緑区大字中尾 9 7 5-1	0 4 8-7 1 2-1 1 6 3
岩槻福祉事務所 (岩槻区役所 福祉課)	1 2 1 1 2 9 1 8	〒339-8585 岩槻区本町 3-2-5	0 4 8-7 9 0-0 1 5 5

生活保護法医療扶助指定医療機関の手引

令和5年7月改訂

編集・発行 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課保護係
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048-829-1845
